明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○獣医師法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二九）　一

〔告示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一六六）　二
○保安林の指定をする件（農林水産九二三～九三〇）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同九三一～九三八）　四
○肥料を登録した件（同九三九）　五
○道路に関する件（九州地方整備局七九、八〇）　六
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（茨城県公安委四三）　七
○盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があった件（東京都公安委一六六）　七

〔国会事項〕
内閣　七

〔人事異動〕
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　七
北海道開発局公示（北海道開発局）　七
法務　七
再審による無罪判決の公示（加世田簡易裁判所）　七
産業　七
日本工業規格（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　七
〔公告〕　八
諸事項　八
官庁　八
土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等　八
参議院共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八
会社その他　二九

省令

○農林水産省令第二十九号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第九条の規定に基づき、獣医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

獣医師法施行規則の一部を改正する省令

獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条**　獣医師法（以下「法」という。）第三条の規定により、獣医師の免許を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添え、登録免許税及び手数料の額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第十条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請書を提出するときは、当該申請書の提出により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納めるものとする。 一　（略） 二　次に掲げる書類のうちいずれかの書類。ただし、ハ又はニに掲げる書類については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。第三条第一項において同じ。）	（免許の申請） **第一条**　獣医師法（以下「法」という。）第三条の規定により、獣医師の免許を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添え、登録免許税及び手数料の額に相当する金額の収入印紙をはり付けて農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第十条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請書を提出するときは、当該申請書の提出により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納めるものとする。 一　（略） 二　戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）。以下同じ。）